

< 第 4 号議案 > 特定非営利活動法人ぐらす・かわさき 定款の変更

特定非営利活動法人ぐらす・かわさき 定款 (事業) 第 5 条を以下の通り変更する。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 市民活動を支援するための事業の企画・実施
- (2) コミュニティビジネスを支援するための事業の企画・実施
- (3) 子育てを支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (4) 市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の企画・実施
- (6) 以上の事業に関わる調査・研究及び情報の収集・提供

現行条文

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、経験や情報を共有する場をつくることを目的とする。また市民が有用な情報を入手し、読み解く力をつけ、自らが問題解決の手法を獲得し、主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援する。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関わる学習会・講座の企画・運営
- (2) 市民の交流の場としてのイベント・つどいなどの企画・運営
- (3) 市民の交流および市民活動をする場所の提供
- (4) 行政・議会に関わる情報の収集・蓄積および提供
- (5) 市民活動に関わる情報の収集・蓄積および提供
- (6) まちづくりに関わる調査・研究
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

【変更理由】

設立から 10 年経過し、設立時と目的や特定非営利活動の種類は変わらないが、重点を置く事業内容が変わってきたことから、現状の取り組みにそった事業内容記述にした方が理解してもらいやすい。